

(案)

# 2026年度地域人材発掘拠点の設置・運営に 関する実証実験業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

|   |   |
|---|---|
| 1 委託業務に係る委託料<br>(部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期)   | (総額)<br>〇〇〇〇円（うち、消費税及び地方消費税相当額 〇〇〇〇円）<br>(内訳)<br>契約締結後、乙の請求に基づき速やかに概算払。<br>検査終了後に清算する。ただし、〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額 〇〇〇〇円）を上限とする。<br>精算を行う場合の方法<br>第6項のとおり  |
| 2 契約保証金（第3条関係）  | 免除  |
| 3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）<br>債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨   | 契約締結日から2027年3月31日まで<br>なし   |
| 4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別<br>有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）<br>委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期 | なし<br>なし  |
| 5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項  | なし  |
| 6 別紙委託契約約款に付加する条項   | (精算)<br>第43条 乙は、委託業務の完了後、甲の指定する期日までに、別紙精算報告書を甲に提出しなければならない。<br>2 甲は、前項により乙から精算報告書の提出を受けた場合、第4条に基づき検査し、仕様書の●●番に基づき精算を行う。<br>3 乙は、前項による精算の結果、概算払を受けた委託料に余剰金を生じたときは、これを甲の定める方法により、甲の指定する期日までに、甲に返納するものとする。 |
| 7 担保期間（第13条）  | なし  |

〔紙契約の場合〕

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

〔電子契約の場合〕

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

年　　月　　日

神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号

甲　神戸市

契約担当者　兵庫区長　古　泉　泰　彦　印

※電子契約の場合は「印」は削除する。

乙

印

※電子契約の場合は「印」は削除する。